

2004年3月29日

中央環境審議会  
地球環境部会長 浅野直人様

委員 浅岡美恵

2004年3月22日地球環境部会第15回会合に関して、以下のとおり意見を述べます。

## 第1 家庭部門の対策と国民各界各層の温暖化防止活動について

### 1. 家庭部門においても、排出の実態を踏まえたレビューと対策が必要

今回のレビューでは、事務局の環境省地球環境局で排出主体ごとの排出の実態に関する多面的資料を準備いただいていることを評価したい。しかし、排出の見通しや対策を考える上で、必要な実態が十分に把握できたとはいえない。なお、基礎データ等の収集に努力いただきたい。

このことは、家庭部門での排出や対策の評価においても同様であり、第13回会合参考資料3では、家庭部門における排出がエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出全体に対して13%（家庭の自動車からの排出は6%で、家計関係合計では約20%）であることや、日本のGDP当りエネルギー消費量では家庭部門は欧米に比べてきわめて効率がよいことが示されたことは、CO<sub>2</sub>排出削減のための政策全体のあり方を考える上では重要な点である。

しかし、家計部門からの排出は産業、業務、運輸部門からの排出や行政の取組みと関連しており、そうした関連性を踏まえた上での家計部門対策の重要性もいうまでもない。

また、家計部門についてはその現場が地域にあることから、各地域の特徴や実態の把握も重要である。気候風土や産業構造、生活スタイルの違い等から、各地域の実情は日本全体の平均的状況と相当に異なる。例えば、京都府・市では家庭部門からの排出が全体の20%を超え、運輸部門の家庭部分もあわせると、家計部分の占める割合は大きく、取組みの重要性も高いといえる。

また、同資料3の1世帯当りの家庭部門でのエネルギー消費量でも日本は欧米諸国に比べて少ないが、その内訳をみると、給湯や証明・動力では多いことがわかる。しかも、世帯数の増加が著しく、若年者世帯が都市に集中して増加していくであろうことなど、考慮すべき事情も検討が必要である。

### 2. 資料1-2 エネルギー起源CO<sub>2</sub>に関する家庭部門の現在までの排出量及び関連データについて

#### (1) 「1日の電力消費量の変動」について

- 電力ピークの減少は、発電所の過剰なスタンバイを止め、CO<sub>2</sub>原単位の悪い発電所の廃止を促進することなどで効果がある。また、産業や業務向けにピーク電力料金や税等の対策を行う必要がある

#### (2) 「住宅ストック」について

- P19の建築時期別の住宅ストックの推移のグラフは大変興味深い。しかし、省エネ基準の導入時期移行の新・旧基準の導入割合がわからないと、既築住宅対策の重要性や、現行の任意の制度のもとでの新築住宅への新基準の導入見通しをたてるのが難しい。新・旧基準適合住宅の年毎の推移を主務

省に求めて、ぜひとも P19 のグラフに新基準による建築物の戸数を、わかりやすい形で盛り込まれたい。

### (3) 「住宅における CO2 排出主体・削減主体」について

- ・ 住宅の断熱性能の具備の程度は、特殊例外的事例を除き、施主ではなく建設業者の意向や判断に依存している。個人の自宅の場合でも、施主側が十分に情報を与えて主体的に判断しているとはいえない。同じく、機器の効率は「居住者が決定」というより、メーカーの提供する製品と製品情報に依存しているのが実情である。

## 3. 資料 1-3-1 家庭部門の対策の進捗状況について

### (1) 取り組み全体について

- ・ 家庭は、工業生産品や建築物を購入・賃借・リースするなどして生活している。家庭での大幅削減の鍵の第1は、浪費型製品や短命製品・建物を、素材の選択も含め、堅実で長寿命の製品・建築物へのシフトを促すことが重要である。

### (2) 「機器の効率改善対策」について

- ・ 対象外機器の対策が必要である。地上波デジタル放送受信機、プラズマ・液晶テレビ、デジタル・カラー複写機、複合機などが対象外であるが、これらの今後の急速な増加が予想される。対象機器については目標年度で規制達成が見込まれても、2010 年の大綱での対策量が確保できるとの見通しは甘いのではないか。
- ・ テレビに典型的に見られるように、大型化によってエネルギー消費が飛躍的に増加するものがあることにも留意する必要がある。

### (3) 高効率給湯器の普及促進

- ・ 家庭用の給湯には、本来は太陽熱温水器が最も効率的であり環境面でも優れている。給湯に関する温暖化対策としては太陽熱利用を大幅に促進するべきである（大綱では新エネルギー対策に含まれる。）。

### (4) 待機電力の削減

- ・ 待機電力は減少傾向ではなくかえって増えていることへの対策が抜本的に必要ではないか。

### (5) 技術開発及びその成果と、普及技術開発

技術開発への支援は構わないが、数年後に開発がようやく終わるのみで商業化の見通しもない技術が大綱の対策量に入れることは問題であり、導入の見通しが確実になるまで対象から外してはどう

### (6) 「住宅・建築物の省エネ性能の向上」について

11 年基準を設けながら、任意の制度であるため、2008 年で新築住宅の 5 割しか見込むことができないことに問題が集約されている。目標の 5 割も、住宅金融公庫の割増し融資以外に政策の担保がないため、これまでの実績をみても不確実である。

## (7) エネルギー需要マネジメントの強化

この対策は「フィールドテスト」しか対応施策がなく、大規模な普及は保証されないので、政策措置の強化が具体的に図れなければこの項目は削除すべきである。

## 4. 資料 1-3-2 国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進の対策の進捗状況について

### (1) 取り組み全体について

国民の行動については、国・都道府県・市町村の事務・事業以外については、個人の行動による対策量を担保することは難しい。大綱に運動的に掲げるのは構わないが、量は削除すべきである。

### (2) 国民の行動について

- ・ ①～④に掲げられている冷房温度の調整や、エネルギー消費量の小さい機器への買い替え・利用、ライフスタイルの実践、アイドリングストップ・エコドライブなどは、いずれも国民運動として掲げ奨励するのは重要だが、対策量を計上するのは、計測の上でも行動を担保する上でも無理がある。
- ・ しかしながら、暖房や照明、冷蔵庫などによるエネルギー消費を削減するためには、機器のエネルギー効率を向上させることの方が実効性を確保できる。この部分の対策量を見込むのは大綱の性格上不適切である。

### (3) 「国・都道府県・市町村の事務・事業の実施」について

- ・ 国・都道府県・市町村は、国民に率先行動を示すためにも、実行計画の策定義務付けだけでなく、具体的に、建築物の新築や賃貸借の際に省エネ基準達成物件に限定する、省エネ法対象機器の購入やリースの際にはトップランナー機器を選ぶ、運輸サービス利用の際に原則としてトップランナー企業を選定する、などを義務づけるべきではないか。また、率先行動の内容には、公共事業についても加えるべき。

## 5. 資料 1-4-1 家庭部門の施策の進捗状況について

### (1) 機器の効率改善対策

#### ① 施策 1-1 省エネ法改正、施策 1-2 トップランナー機器の拡大・追加

- ・ 各機器に占めるトップランナー対象機種種の範囲の検討は大変重要である。エアコンについてはカーエアコンも対象にすべきであるし、テレビについては、デジタル機器・プラズマ・液晶などが対象除外になっていることへの対応が必要である。拡大が予想される機種への予防的規制、適用除外の見直しなど、対象拡大が緊急の課題であるという総括をすべきである。
- ・ 目標年を経過した機器では規制値の強化が必要である。

#### ② 施策 1-4 消費者への待機電力の小さい商品を判別できる仕組みづくりを今後行う

- ・ 省エネ性能カタログを見る人も国際エネルギースターの対象機器も限定されるため、現状では不完全である。
- ・ 家庭全体として待機電力は増加しており、家庭での対策は限られている。現在の自主取組で 2003

年末の目標が守られているかチェックし、守られていないようであれば規制化すべきである。

## (2) 住宅・建築物について

### ① 施策 2-1 省エネ法に基づき建築主に対して努力義務、 施策 2-2 住宅金融公庫融資による省エネ住宅の誘導措置における基準強化、 施策 2-3 公営住宅の省エネ措置等への補助

- ・ 現在の努力義務では対策の担保できず、2008年になっても50%目標しか見込めない。明らかに規制化が望ましい。
- ・ 住宅金融公庫への低利融資や公団住宅への補助が、1999年基準ではなく、1992年基準の新築住宅にも「省エネ型」などとして行われているのは大変問題である。基準を満たさない住宅への融資や補助は止め、規制化を図るべきである。

### ② 施策 2-4 住宅の性能についてわかりやすく表示する制度の普及促進、 施策 2-5 講演会等を通じた技術者の育成

- ・ 省エネ最新基準の適合度がこれでわかるのかどうかを明らかにすべきである。
- ・ 対策量との関係を示すべきである。示せないのであれば、その他の施策などとして大綱では備考欄や脚注にまわすなどの措置をとり、メインの施策と区別すべきである。

## (3) エネルギー需要マネジメントの強化について

### ① 施策 3-1 フィールドテスト

- ・ この部分は削除して、これに相当する対策量を機器の効率改善に上乗せして「さらなる削減を目指す」などとすべきである。

## 第2 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O の対策について

### 1. 資料 2-3 対策の進捗状況

(1) まず、対策量の明示のない「その他の排出削減対策 260 万 t-CO<sub>2</sub>」分について、内訳を明らかにすべき。また、全てについて、対策量の根拠を明らかにすべきである。

(2) 「1. 非エネルギー起源の CO<sub>2</sub> の排出削減対策」の「廃棄物の焼却」、「2. CH<sub>4</sub> の排出削減対策」の「廃棄物の最終処分量の削減」について

- ・ 廃棄物起源の CO<sub>2</sub> はプラスチック燃焼とされている。一方、リサイクル率はプラスチックと無関係で、例えば産廃について、最近の制度改正で路盤強化としての処分が「リサイクル」扱いになった建設廃棄物のコンクリート等はもともと CO<sub>2</sub> 排出がカウントされていないため、この部分の「リサイクル」率向上と CO<sub>2</sub> 排出削減とは関係がないと見られる。指標の妥当性について点検が必要である。
- ・ 製造業者に引き取りや処理などを義務づける拡大生産者責任を義務づけ、廃棄物の減量を進めるべきである。
- ・ 資料にある通り、達成の不確実性が大きい。これは政策措置で担保されない。

(3) N<sub>2</sub>O の排出削減対策

① 「アジピン酸製造過程」

- ・ N<sub>2</sub>O 分解装置が稼働しなかった原因を究明し、必要な措置を検討すべきである。

② 「下水汚泥」

- ・ 達成の不確実性が大きい。下水は公共施設であるので、トップランナー技術の使用を義務づけてよいのではないか。

### 2. 資料 2-4 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub> 及び N<sub>2</sub>O における施策の進捗状況について

対策全てについて、削減量の達成が担保されているか否かを点検し、担保されていなければ、達成が法的に担保される政策手法が考えられるどうかを点検し、出来ないものは対策から外すべきである。

### 第3 京都メカニズムについて

#### 1. 全体について

- ・ 京都メカニズムは、国内対策に対して補完的でなければならないことはいうまでもない。地球温暖化対策推進大綱に基づく日本の温暖化対策は、当然ながら、国内の排出削減に最重点をおくべきである。大綱の評価・見直しにおいて対策・施策が不十分と判断される場合も、政策措置を強化して確実に国内で削減すべきであり、京都メカニズムへの依存を現大綱以上に拡大すべきでない。
- ・ 京都メカニズムで必ずしもコストがマイナスになるとは考えられない。国内削減は初期投資とエネルギーコスト節約分などの増減を比較すれば設備償却期間内にコスト削減となるものが多い。
- ・ 事業者には排出枠を設けての排出量取引は排出削減のための効果的な手法の一つであり、国内対策の柱の一つとして、制度化に向けて検討・準備をすべきである。

#### 2. 資料 3-3 京都メカニズムの活用に関する対策の進捗状況について

##### (1) 「京都メカニズムの位置づけ」について

- ・ BAU との比較で補完性をとらえるべきでない。過大な BAU を恣意的に設定して、形式的にそれとの比較をするようなことを招き、国内対策が数値目標達成のための努力の重要な部分でなければならないとの国際合意を潜脱することになるものである。
- ・ 政策との優先性についての指摘は、国内削減を優先するとしながら、国内対策の削減量を低く見込むことで、実質的に京都メカニズムを優遇することになる危険性を孕んでいる。

##### (2) 「京都メカニズムの活用」について

京都メカニズムの大綱での位置づけを明確にすることは必要である。CDM 事業に ODA を流用すべきではない。また、海外事業を国内事業者に義務づけることは基本的にできないため、仮に目標をたてても、達成を担保することは難しいことを認識すべきである。

#### 3. 資料 3-4 京都メカニズムの活用に関する施策の進捗状況について

- ・ JI・CDM については、追加性やベースラインの議論が継続されている。これらが緩められれば実際の削減にならず、紙の上だけの削減になりかねないため、そのような要求はすべきではない。